

親元近居住宅取得等支援補助金

新築、中古住宅の取得、増改築、リフォームを補助！



18万円分の稲美町商品券を交付

この制度は、町内の定住人口の増加を図るとともに、子育てや介護などの親子間等の支え合いを後押しするために、町内出身者などの子世帯が親元に住宅を取得等する場合に補助を行うものです。

■補助対象者 町内に住宅を取得するなどし、親元近居する子世帯に属する、次のいずれにも該当する人
 ※住宅・工事には、それぞれ要件があります。



- ①申請者とその配偶者がこの制度の補助を受けたことがないこと
- ②補助金の交付申請日において、直系尊属(父母・祖父母等)が町内に5年以上継続して住民登録しており、子世帯全員が町内に住民登録していること
- ③取得した住宅の住居部分の所有権の持ち分が、子世帯の合計で2分の1以上あること
 ※増改築工事またはリフォーム工事を行う場合は除く
- ④申請者とその配偶者が町税等を滞納していないこと
- ⑤稲美町田園集落まちづくり住宅新築促進事業補助、稲美町沿道活性化にぎわいづくり補助、稲美町空き家活用支援事業補助、稲美町結婚新生活支援補助(新たに購入した住居にかかる補助)、稲美町住宅リフォーム補助を過去に受けたことがないこと

(用語の説明)

- 親元近居 … 子世帯が直系尊属(父母・祖父母等)と同じ町内に定住すること
- 住宅 … 固定資産評価基準に準拠する設備(玄関、台所、トイレ)を設けた住宅
 ※二世帯住宅等も可
- 取得 … 住宅を新築または購入し、所有権登記をすることまたは増改築工事をする事
- 定住 … 取得またはリフォーム工事を実施した住宅の所在地において、住民基本台帳法に定める住民票の記載が町内にあり、引き続き居住すること

■申請方法 下記の申請書類をそろえて、都市計画課へ申請してください。

※申請期限は、住宅を取得等または転入・転居してから1年以内です。

※申請書はホームページからダウンロードすることができます。

- ①親元近居住宅取得等支援補助金交付申請書
- ②住宅の位置図(補助対象住宅の位置が分かる地図など)
- ③住宅の平面図(間取り図) ※増改築・リフォーム工事は工事箇所を明示したもの
- ④住宅の竣工後の全景写真(1枚)
- ⑤住宅の登記事項証明書(写)
- ⑥申請者の戸籍全部事項証明書 ※祖父母を直系尊属とする場合は、親の戸籍全部事項証明書も必要
- ⑦申請者の属する世帯全員の住民票(続柄を表示したもの、本籍不要)
- ⑧申請者の直系尊属(父母・祖父母等のうち申請書に記載する人)の住民票(続柄・本籍不要)
- ⑨誓約書
- ⑩工事箇所の施工前及び施工後の写真 ※増改築・リフォーム工事の場合
- ⑪領収書の写し及び補助対象となる工事箇所が確認できる内訳書等 ※増改築・リフォーム工事の場合
- ⑫確認申請の検査済証(写) ※増改築工事の場合
- ⑬その他町長が必要と認める書類